

衛 星 デ ジ タ ル 画 像 デ ー タ 入 札 申 請 関 係 書 類
--

- ① 入札公告（写し）
- ② 入札説明書
- ③ 仕様書
- ④ 仕様等に関する質問書
- ⑤ 入札内訳書
- ⑥ 提出書類の注意事項
- ⑦ 契約書（ひな型）
- ⑧ 誓約書（２種類）
- ⑨ 誓約書（様式８号関係）

< 担 当 >

兵庫県出納局物品管理課（担当：下野）

〒６５０－８５６７

神戸市中央区下山手通５丁目１０番１号

TEL ０７８－３４１－３６６６（内線７５７８６）

FAX ０７８－３６２－３９２８

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年8月20日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

衛星デジタル画像データ 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和9年1月29日（金）

(4) 納入場所

兵庫県農林水産部治山課（兵庫県庁1号館7階）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

なお、本件は、兵庫県物品電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとする。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込の期間中に物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650—8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 下野

電話(078)362—3666 内線75786 F A X (078)362—3928

(2) 参加申込の期間及び申込方法

令和8年8月20日（木）から同年8月26日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎

日午前9時から午後8時まで（同年8月26日（水）は午後4時までとする。）に、電子入札共同運営システムにより行うこと。

(3) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年8月20日（木）から同年8月26日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 開札の日時及び場所

令和8年9月2日（水）午前11時 出納局物品管理課

(5) 入札書の提出期間

電子入札により、令和8年8月31日（月）午後5時から9月2日（水）午前11時まで（県の休日及び午後8時から翌日の午前9時までを除く。）に行うこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時までに電子入札をすること。

イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに納付されていること。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

衛星デジタル画像データの購入に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
衛星デジタル画像データ 一式（別添仕様書のとおり）
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等
別添仕様書のとおり
- (3) 調達物品の条件等
別添仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和 9 年 1 月 29 日（金）
- (5) 納入場所
兵庫県農林水産部治山課（兵庫県庁1号館7階）

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。
ただし、名簿に登録されていない者であって、既に兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和 8 年 8 月 26 日（水）午後 4 時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて 4 (1) イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第 2 号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札参加の申込み

- (1) 参加申込
電子入札共同運営システムにより行うこと。
- (2) 参加申込の期間
令和 8 年 8 月 20 日（木）から同年 8 月 26 日（水）の午前 9 時から午後 8 時まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 8 時まで（令和 8 年 8 月 26 日（水）は午後 4 時までとする。）
- (3) 入札参加資格の確認
ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。
イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を

令和8年8月31日（月）午後5時までに電子入札共同運営システムにより通知する。

(4) その他

- ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。
- エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者で、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和8年8月20日（木）から同年8月26日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札共同運営システムによる場合は、令和8年8月20日（木）から同年8月26日（水）の毎日午前9時から午後8時（県の休日を除く。また、令和8年8月26日（水）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1）

電話番号(078)362-3666（内線75786） F A X (078)362-3928

ウ 提出書類

仕様等に関する質問書

エ 提出方法

電子入札共同運営システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 質問の回答

令和8年8月31日（月）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和8年8月20日（木）から同年8月26日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 出納局物品管理課

(2) 日時 令和8年9月2日（水）午前11時

8 入札書の提出方法

電子入札共同運営システムを利用し、令和8年8月31日（月）午後5時から9月2日（水）午前11時まで（県の休日及び午後8時から翌日の午前9時までを除く。）に入札を行うこと。

9 入札書の作成方法

(1) 電子入札共同運営システムにより入札する。

- (2) 金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 5 以上の額を、令和 8 年 9 月 1 日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和 8 年 9 月 1 日（火）以前の任意の日を開始日とし、令和 8 年 9 月 14 日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が 200 万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

11 無効とする入札

- (1) 前記 2 の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外の物品にかかる入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12 落札者の決定方法

- (1) 前記 1 の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
- ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
- ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定する。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、電子くじを引くことを辞退することはできない。

- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度、別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時までに電子入札すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年9月14日（月）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札をする場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (7) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15 契約書の作成

契約書は、書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）により、特別な事情のない限り、落札決定の日から7日以内に作成しなければならない。

なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(1) 書面の契約書の場合

- ア 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。
- イ 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(2) 電子契約の場合

- ア 落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行うこと。
- イ 契約書は、電磁的記録により双方で保有する。
- ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

- (3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

17 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

18 調達事務担当部局

〒650—8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5—10—1

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：(078)362—3666 内線75786 F A X：078-362-3928)

物品購入仕様書

- | | | |
|---|--------|----------------------------|
| 1 | 件 名 | 衛星デジタル画像データ |
| 2 | 規格（形式） | 保安林保全情報整備仕様書のとおり |
| 3 | 数 量 | 一式 |
| 4 | 納入期限 | 令和9年1月29日（金） |
| 5 | 納入場所 | 兵庫県農林水産部治山課
（兵庫県庁1号館7階） |
| 6 | 契 約 書 | 別案のとおり県が定めた契約書による |
| 7 | そ の 他 | 詳細は保安林保全情報整備仕様書のとおり |

保安林保全情報整備仕様書

本仕様書は、衛星デジタル画像を活用した保安林管理システムの構築に資するため、衛星デジタル画像データ整備の仕様を示したものである。

1. 衛星デジタル画像データ整備

(1) 画像データの種類

別に定める「衛星デジタル画像データのオルソ化仕様（以下、オルソ化仕様、という）」に基づきオルソ化した、1.5mの解像度を有したカラーオルソ画像データ（以下「オルソ化データ」と称する。）を取得すること。

(2) 画像データ等の整備範囲

兵庫県域を網羅する撮影範囲区域内の必要最小限の範囲とする（島嶼部は対象外とする。撮影範囲区域詳細は別図「撮影範囲図」を参照のこと）。

(3) 画像データの撮影年

令和8年度撮影の画像データを取得すること。

(4) 画像データに含まれる雲量及び積雪

- ① 兵庫県管轄区域内で、おおむね10%以内とすること（陸域を対象とした場合。）。
- ② 上記割合以内の画像データがない場合、前年度までに撮影されたデータの中から雲量及び積雪が最も少ないもので補完することとするが、その際は事前に協議を行うこととする。

(5) 画像データの選定

画像データについては、当該業務の趣旨に即したもの（保安林内における森林変化抽出支援ソフト（令和5年度版）（以下、「抽出ソフト」という。）で森林変化域の差分抽出ができること等）を選定することとする。

(6) 画像データの色調等

4バンド（B/G/R/NIR）8ビットを有することとする。

2. 成果品の提出

○衛星デジタル画像データ

(1) オルソ画像データ

画像管理ファイル等とともに、DVD、ポータブルハードディスク等のメディアにより提出する。

(2) その他資料

提出図郭を表す資料を提出する。

3. 留意事項

画像データ等のライセンス（使用許諾範囲）について

オルソ化画像データは、以下の範囲及び内容でのみ使用できる仕様とする。

【国】

林野庁の業務において使用できるものとする。ただし、保安林整備管理事業以外の業務で第三者に委託して実施する場合は、別に使用許諾を得るものとする。

【都道府県】

都道府県の林務関係部局（試験研究目的を除く。）の業務において使用できるものとする。ただし、保安林整備管理事業以外の業務で第三者に委託して実施する場合及び都道府県の他部局の業務、市町村における業務で使用する場合は、別に使用許諾を得るものとする。

別 図



凡例

-  都道府県境
-  撮影範囲区域

注: 本図で示す衛星撮影範囲を標準とする

撮影範囲図

衛星デジタル画像データのオルソ化仕様（基準）

衛星デジタル画像データについては以下の方法により、オルソ化し、提出図郭ごとに切り出すこととする。

（１）座標系

使用する座標系は世界測地系の平面直角座標系とする。

（２）オルソ化後の位置精度

オルソ化にあたって、国土地理院発行 1/25,000 地形図及び数値地図 10m メッシュ（標高）と同等以上の位置精度を基準とし、オルソ化する。又、1/25,000 地形図同等以上の位置精度が取得できるように GCP 補正を行うこと。

（３）オルソ化した画像の納品図郭

- ① 各座標系ごとに指定する左上座標値 (X, Y) を基準として 10km×10km のメッシュを南方向及び東方向に連続して設定し、そのうち取得範囲にかかるメッシュを提出図郭とし、図郭ごとに切り出して提出すること。
- ② 座標値は「X：-10000、Y：-30000」によること。
- ③ 図郭番号（10km メッシュコード）は「28+座標系番号+行番号+列番号」とし、下図に基づき図郭番号を割り当てること。

（４）オルソ化した画像のファイル形式及びファイル名（資料１参照）

- ① オルソ化した画像のファイル形式は GeoTiff 形式とすること。
- ② オルソ化した画像のファイル名は「10km メッシュコード_00+撮影年の下二桁.tif」とし、画像データが同じ 10km メッシュ内で異なる撮影年次の場合、ファイル名に「10km メッシュコード_それぞれの撮影年の下二桁.tif」とすること。

※例１：10km メッシュコード 43020307 に当たる 2004 年撮影の画像を使ってオルソ化した場合、ファイル名は 43020307_0004.tif、とすること。

※例２：2 次メッシュコード 42010202 に当たる 2005 年及び 2006 年撮影の画像を使ってオルソ化した場合、ファイル名は 42010202_0506.tif、とすること。

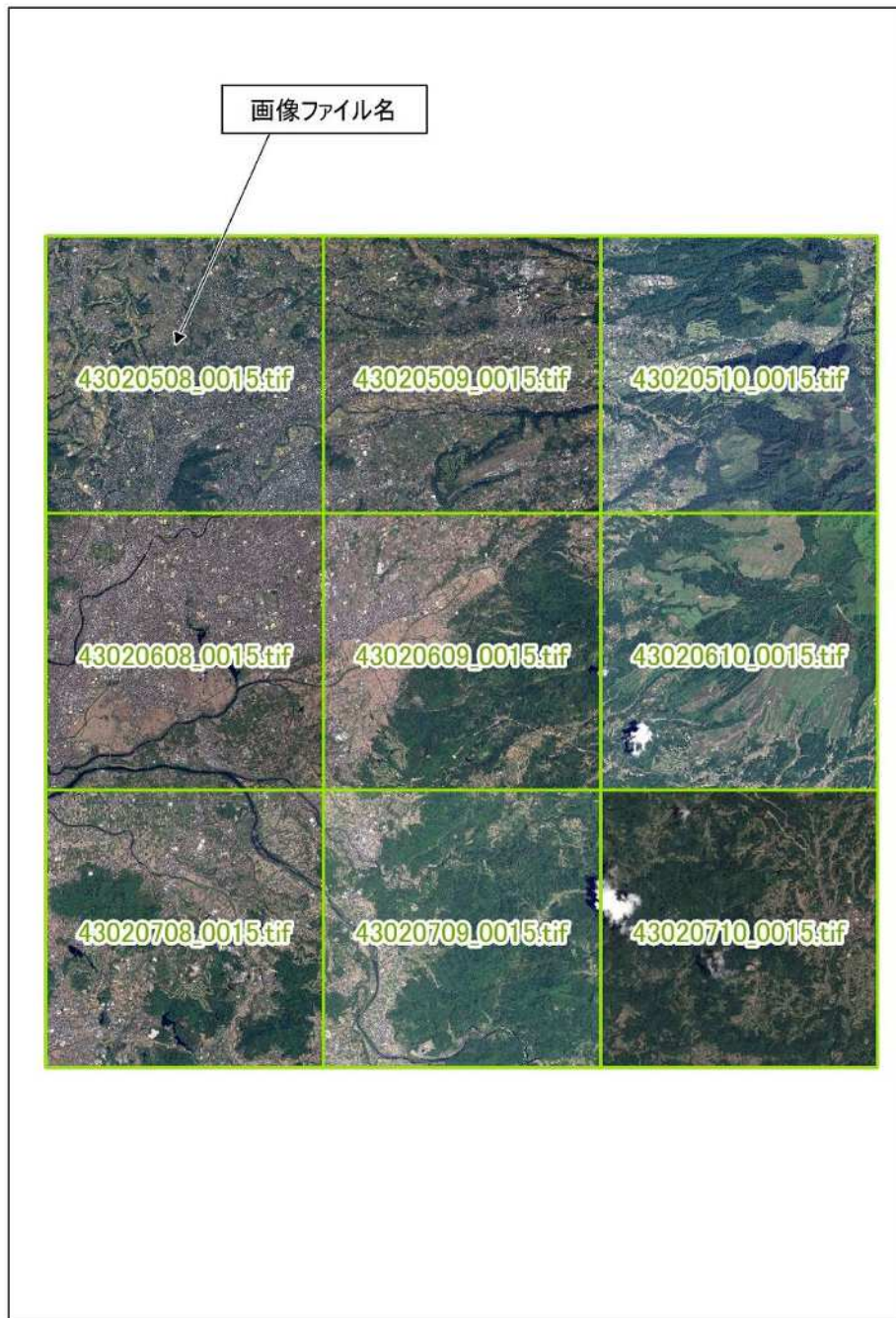
都道府県名	ファイル名	衛星名	撮影年月日	撮影角度
A 県	42010202_0000	SP0T7	2016年4月1日	11.069°
B 県	41020202_0016	SP0T6、SP0T7	2016年6月9日、 2016年11月23日	4.232°、 18.343°
C 県	41020203_1516	SP0T7	2015年10月1日、 2016年10月2日	12.328°、 16.449°

（５）画像管理ファイルの作成及び接合処理（資料２参照）

- ① ひとつの 10km メッシュ内で、異なる撮影年次のシーンが含まれる場合は、それらを接合したものとする。
- ② 撮影年次の境界を明確にするため、資料２の様式により、県の境界を示すポリゴン（シェープファイル（画像管理ファイル））を作成すること。
- ③ ファイル名は、「兵庫県画像管理.shp」とすること。
- ④ ポリゴンの属性は、県名（兵庫県）、衛星名、撮影年月日、撮影角度、ファイル名とすること。
- ⑤ 座標系は画像データと同一とすること。

資料 1

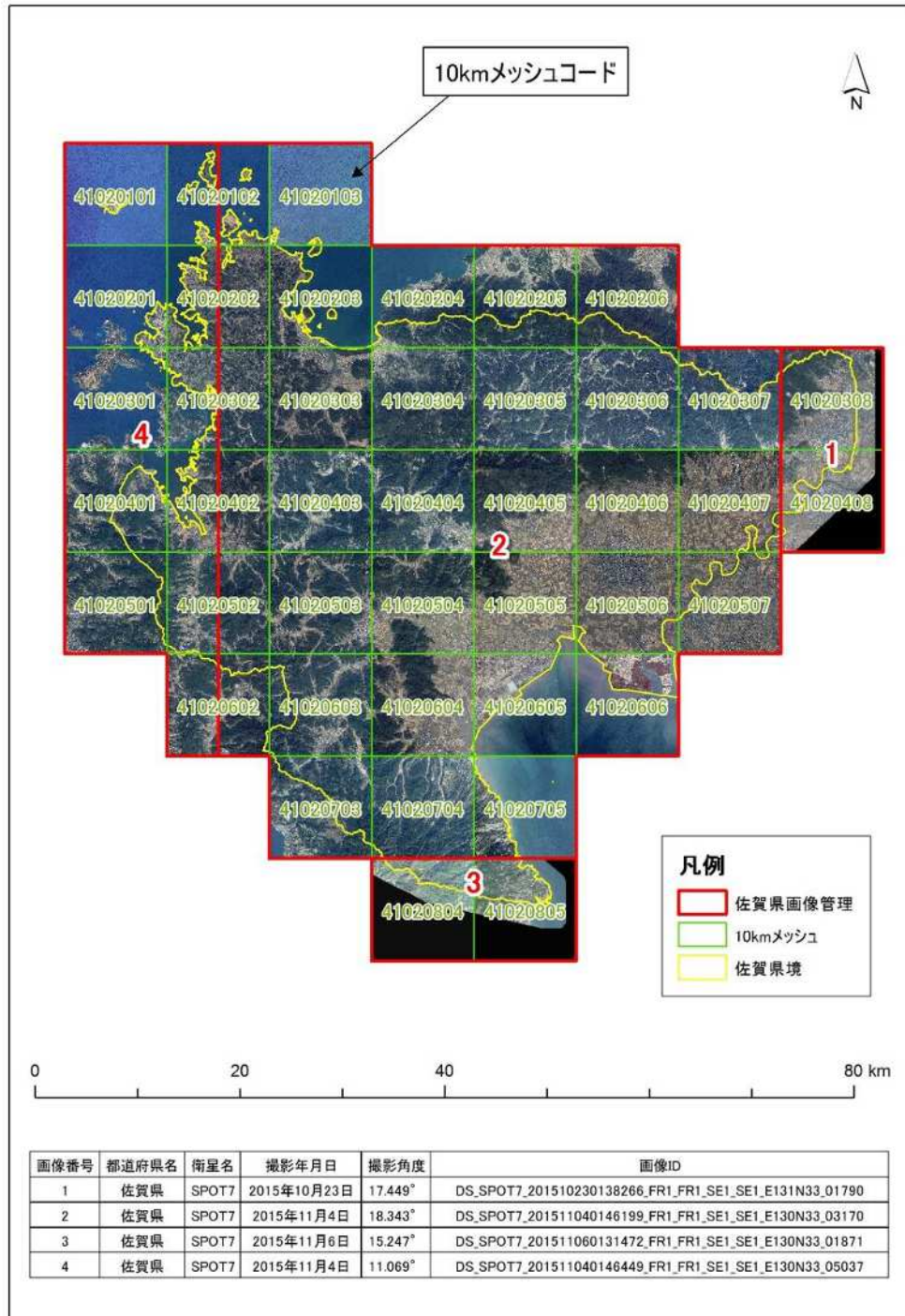
オルソ化した画像の納品図郭番号（10km メッシュコード）及びファイル名の割当例



資料 2

画像管理ファイル（ポリゴン（赤線）の shp ファイル）と
オルソ画像の提出図郭（10km メッシュコード）の例

納品図郭資料(画像出力図)



仕様等に関する質問書

会社名

担当者名

電話

FAX

E-mail

案件名	衛星デジタル画像データ
-----	-------------

番号	質問事項記入欄	回答欄(兵庫県記入欄)

※仕様等に関して質問があれば上記に記入のうえ、入札説明書に記載の期限までに提出してください。

会社名：

入札内訳書

件 名 衛星デジタル画像データ

品 目 (品 名)	数 量	単価 (円・税別)	金額 (円・税別)	備 考
衛星デジタル画像データ	1 式		0	
計			0	

※ 太枠内の金額と、入札金額とが一致することをご確認のうえ、添付してください。

提出書類等の注意事項

1 参加申込・質問書等の提出について

(令和8年8月26日(水)午後4時締切)

- (1) 入札参加申込については、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）により申請してください。
- (2) 仕様に関する質問がある場合は、「仕様等に関する質問書」を提出してください。
電子入札共同運営システム、FAX及び持参のいずれかの方法により提出願います（可能な限り電子入札共同運営システムをご利用ください）。
電子入札共同運営システムで提出する場合は、参加申込の申請時にファイルを添付してください。
添付できるファイルは、1ファイルで、容量は1MBまでです。
※質問の結果の回答は、令和8年8月31日（月）午後5時頃を予定しています。

2 入札保証金の納付について（令和8年9月1日（火）正午締切）

入札保証金として契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額を納付してください。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除します。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、保険証書を期限までに提出した場合

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年9月1日（火）以前の任意の日を開始日とし、令和8年9月14日（月）以降の任意の日を終了日としてください。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意してください。

イ 過去2年以内に国（公社・公団を含む。）及び地方公共団体等との契約実績が確認できた場合

過去2年以内の物品管理課で契約締結した実績について当課で確認し、実績がない場合は、「納入実績報告書」を送付しますので、国（公社・公団を含む。）及び地方公共団体等への納入実績を記入し提出してください。

3 入札書提出の際に必要な入札内訳書の添付について

入札書を提出する際は、入札内訳書を添付してください。

4 入札額について

入札金額は、消費税及び地方消費税（相当額）を含まない額としてください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

5 開札日時：令和8年9月2日（水）午前11時

本件は、電子入札案件です。

入札は、令和8年8月31日（月）午後5時から令和8年9月2日（水）午前11時までの間に、電子入札共同運営システムにより行ってください。その際には、必ず入札内訳書を添付してください。

なお、同システムは毎日（土曜・日曜日、祝日を除く。）午前9時から午後8時までの間に利用できます。

6 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、再入札に移行します。再入札についても、「電子入札共同運営システム」により入札書を提出してください。

なお、再入札の期限は、令和8年9月3日（木）午前11時、入札不調による見積書提出期限も同日を予定しておりますので、あらかじめご承知おきください。

7 契約時について（落札業者のみ）

(1) 契約書

書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）のいずれかにより作成します。

ア 書面の契約書の場合

物品管理課で準備する2通の契約書に記名・押印してください。

イ 電子契約の場合

落札後、電子契約利用同意書を電子メールにより提出してください。

提出後、電子契約の確認依頼が電子メールで届きますので、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行ってください。

(2) 契約保証金

落札された場合、本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付してください。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「様式8（第5の16関係）誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合は、契約保証金を免除します。

※ この注意事項は、入札希望者の便宜を図るために作成した参考資料です。

各入札者においては、必ず入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読・確認のうえ、必要書類を作成・提出願います。

○ 入札に関する質問先：【契約事務担当者】 兵庫県出納局物品管理課物品班 下野
TEL：078-362-3666（内線75786）
FAX：078-362-3928
メールアドレス：kanrika@pref.hyogo.lg.jp
○ システムに関する質問先：【兵庫県物品調達ヘルプデスク】
TEL：0120-554-538 平日（月曜～金曜日）の午前9時から午後6時まで （正午から午後1時までを除く）

契 約 書 (案)

- | | | |
|---|---------|-----------------------------|
| 1 | 品 名 | 衛星デジタル画像データ |
| 2 | 規格 (形式) | 仕様書のとおり |
| 3 | 数 量 | 一式 (仕様書のとおり) |
| 4 | 契約金額 | ¥ —
(うち消費税及び地方消費税の額 ¥ —) |
| 5 | 納入期限 | 令和9年1月29日 (金) |
| 6 | 納入場所 | 兵庫県農林水産部治山課 (兵庫県庁1号館7階) |
| 7 | 契約保証金 | |
| 8 | 納入の方法 | 兵庫県の指示による |

兵庫県 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

(総 則)

第1条 乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

(検 査)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

(手直し、補強又は取換え)

第3条 乙は、納入物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り換えて検査を受けなければならない。

(給付の完了)

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

(危険負担)

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。

5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(代金の支払等)

第8条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

(分 納)

第9条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

2 乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

(乙の請求による契約履行期限の延長)

第10条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第11条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。

第11条の3 甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
- 5 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- 6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第12条 甲は、次条第1号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第13条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第14条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

第15条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（履行遅延の場合の違約金）

第16条 乙は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、第3条の手直し、補強又は取替えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を支払わなければならない。
- 3 前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

(賠償の予約)

第17条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更、中止)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第19条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(調査への協力)

第20条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

(協 議)

第21条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵 庫 県

乙 住 所
会 社 名
代 表 者 名

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

会 社 名

代表者名

電 話

電子メール

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

衛生デジタル画像データ

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名
電 話
電 子 メ ー ル

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- (8) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (9) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (11) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

様式 8（第 5 の 16 関係）
（誓約書）

誓 約 書

下記 1 の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 契約名

衛星デジタル画像データの購入

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契 約 名	契約金額	契約の相手方

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名
電 話
電 子 メ ー ル

様式 8（第 5 の 16 関係）
（誓約書）

〔留意事項〕

誓約書の 2(1)には、過去 2 年間（注 1）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体
その他知事が指定する公共的団体（注 2）とその契約と種類（注 3）及び規模（注 4）
をほぼ同じくする（注 5）契約を数回以上（注 6）にわたって締結し、履行したもの
のみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含
む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込
時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注 1）「過去 2 年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注 2）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵
庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの
の 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注 3）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区 分	種 類
物品関係役務の調 達契約	・ 製造の請負 ・ 物件の買入れ、借入れ ・ 測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注 4）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額
の記載があるときは、契約金額に 12 を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、
契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

（注 5）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の 7 割に相当する金額以上のものをいう。

（注 6）「数回以上」とは、2 回以上をいう。